

やまがた^{モリ}森林ノミクス県民会議設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例（平成28年12月県条例第61号）第9条の規定に基づき、やまがた^{モリ}森林ノミクスを県民総参加で推進する体制の設置及び運営について定めるものとする。

(名称)

第2条 やまがた^{モリ}森林ノミクスを推進する体制の名称は、「やまがた^{モリ}森林ノミクス県民会議」（以下「県民会議」という。）とする。

(所掌事項)

第3条 この県民会議は、豊かな森林資源を活用した地域の活性化に関する施策を県民総参加で推進するため、次の事項を所掌するものとする。

- (1) やまがた^{モリ}森林ノミクスの推進に係る情報の共有及び意見交換に関すること
- (2) やまがた^{モリ}森林ノミクスに係る団体及び機関その他関係者の相互協力及び連携の促進に関すること
- (3) やまがた緑環境税及び森林環境譲与税の活用等に関すること
- (4) その他やまがた^{モリ}森林ノミクスの推進について必要な事項に関すること

(県民会議)

第4条 県民会議は、25名以内の委員で構成する。

2 委員は、別表1に掲げる者とする。

3 別表1の1～6までの委員の任期は、3年とする。ただし、4月2日以降に委嘱された場合の任期はその委嘱の日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 別表1の7の委員の任期は、1年とする。ただし、4月2日以降に委嘱された場合の任期はその委嘱の日の属する年度の末日までとする。

5 委員に欠員が生じた場合は、補欠委員の選任ができるものとするが、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(県民会議の組織)

第5条 県民会議に議長を置き、山形県知事をもってあてる。

2 県民会議は、議長が必要に応じて招集する。

3 議長に事故あるときには、議長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

4 議長は、必要があると認めるときは、県民会議の委員以外の関係者に出席を求めることができる。

(委員会)

第6条 県民会議は、第3条第1項第3号のやまがた緑環境税に関し、やまがた緑環境税評価・検証委員会（以下「評価・検証委員会」という。）を置き、詳細は別途定める。

2 県民会議は、前項の評価・検証委員会のほか、やまがた^{モリ}森林ノミクスの推進に係る課題について調査・検討を行うため、委員会を設置することができる。この場合、委員会の委員長は、議長が指名する。

(ワーキングチーム)

第7条 第3条の事項に必要な調整及び情報共有等を行うため、やまがた^{モリ}森林ノミクス県民会議ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を置く。

2 ワーキングチームは、別表2に掲げる山形県の関係課をもって構成する。

- 3 チームリーダーは、森林ノミクス推進課長とし、招集は、チームリーダーが行う。

(事務局)

第8条 県民会議及びワーキングチーム（以下「県民会議等」という。）の事務局は、農林水産部森林ノミクス推進課（以下「森林ノミクス推進課」という。）の中に置き、会議の庶務を処理する。

- 2 評価・検証委員会の庶務は、環境エネルギー部みどり自然課において処理し、当該課は森林ノミクス推進課と連携する。

- 3 第6条第2項の委員会の庶務は、委員会の調査・検討する課題について所管する県の関係課において処理し、当該課は森林ノミクス推進課と連携する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、県民会議等の運営に関し必要な事項は、森林ノミクス推進課が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月12日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年12月13日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

NO	委員	人数
1	行政関係（国、市町村）	3名以内
2	有識者（森林、法令等分野）	2名以内
3	川上（森林・林業団体、森林所有者・林業事業者）	3名以内
4	川中（木材産業事業者、林工連携関係者）	2名以内
5	川下（建築関係事業者、観光関係事業者、環境教育・木育及び消費生活、納税協力関係者、経済団体）	9名以内
6	県民等（やまがた緑環境税評価・検証委員の公募委員等）	4名以内
7	東北農林専門職大学等の学生	2名以内

別表 2

NO	所属名
1	環境エネルギー部環境企画課
2	環境エネルギー部エネルギー政策推進課
3	環境エネルギー部みどり自然課
4	しあわせ子育て応援部こども安心保育支援課
5	産業労働部産業技術イノベーション課
6	観光文化スポーツ部観光交流拡大課
7	県土整備部建築住宅課
8	教育局教育政策課
9	農林水産部 ^{モリ} 森林ノミクス推進課